

みやこ市議会だより

羅針盤

らしんばん

2024

令和6年

9月議会

No.78

優しく思いやりある
魅力ある住みやすい
宮古に!!

皆が手を取り合い
協力し合い
家族のように暮らせる町に!

子どもも大人も
笑顔が溢れる
宮古に!!

観光客も住民も
楽しんで過ごせる
明るい街に!!

若者が住み
たくなる
「街づくり」

かたつがせ!
参加して 語って?
～市民が望む まちづくり～
みんなの 議会

子供から大人まで
地元愛を持って生きられる
わが町 宮古
Miyake

住みやすい
街作り!!

もっと活気!!
各地域にも

公共交通の
利便化を
(つた)。

【宮古市を
ド】 誇りにして下さい!!
100%
LOVE

目次

9月定例会議…2P

一般質問…7P

編集後記…20P

予算特別委員会…4P

議会報告会…11P

決算特別委員会…5P

政治倫理審査関連…12P

9月 定例会議

令和5年度宮古市決算16件、 一般会計と特別会計の総額 483億3421万1267円を認定

9月の定例会議

9月2日～9月30日

29日間

予算	7件
条例	6件
その他議案	7件
諮問	1件
決議案	2件
請願	1件
一般質問	8人

宮古市議会9月定例会議で可決された主な条例・議案などの概要

40件を審議

令和6年9月定例会議は、9月2日から9月30日までの29日間の会議日程で行われ、会期中の本会議日数は5日間、決算特別委員会は4日間でした。

資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」などの条例が6件、計20議案を可決しました。

また「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願」についても議論しました。

課題について質問等を行いました。

【関連】一般質問の詳細は7ページからの記事をご覧ください。

一般質問は2日間

一般質問は9月3日と4日の2日間行われ、8人の議員が登壇し、市政の重要

令和5年度 決算を認定

決算では令和5年度宮古市一般会計歳入歳出決算、歳入367億2850万3656円、歳出347億8257万1987円、差引19億4593万1669円、



なお両会計とも資本的収入額が支出額に不足する分は損益勘定留保資金などで補填しました。

可決された条例

9月定例会議で可決された主な条例をお知らせします。

■議案第8号 宮古市災害資料伝承館条例

新しく条例を制定して、その管理を法人その他の団体、市長が指定する指定管理者」に行わせようとする条例です。

■議案第10号 宮古市医師等養成奨学金貸付

条例の一部を改正する条例

次に令和5年度宮古市水道事業会計決算は、収益的収入が14億8973万617円、収益的支出が13億6775万3149円。資本的収入は6億3822万5558円、資本的支出は11億787万5138円でした。

係る要件のうち、指定医療機関等において医師等の業務に従事する期間を見直そうとする条例です。

■議案第11号 宮古市都市公園条例の一部を改正する条例

宮古運動公園の管理を指定管理者に行わせようとする条例です。

請願の審議

■請願第6号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願【不採択】

教育民生常任委員会で審査では、「現行の健康保険証が廃止された後も、資格確認書で診療ができることから、医療に関するデジタル化は、進めていくべき施策であるとの考えから不採択とすべき」という審査結果が報告された。

決議案2件を審議

それに対して田中議員から「マイナンバーカードを強制化するものと言える。紙の保険証とマイナ保険証は対立的に判断するものではなく、継続すべき。」と採択すべきとの意見が出ましたが、反対多数で不採択となりました。（賛否一覧を参照）

賛否一覧表

令和6年9月定例会議 「○」＝賛成者、「×」＝反対者、「退」＝退席者、「欠」＝欠席者、「除」＝除斥、「－」＝議長（採決に加わらない）

議案番号 議案名	議員名 (議席番号順)																						採決方法	議決結果
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
請願第6号	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	システム	不採択

※採決方法欄の「システム」とは、表決システムによる採決（議員の賛否が議場で明らかになる）

一般会計・特別会計の補正予算の概要

令和6年台風第5号災害の復旧費用などを決める

令和6年度宮古市一般会計補正予算は、既に議決している歳入・歳出に、それぞれ20億5,230万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ396億5,115万8千円となります。

【令和6年度】今回補正の主な事業（一般会計）

事業名	補正前の額	事業内容
	補正額	
	補正後の額	
道路河川災害復旧事業 (令和6年台風第5号)		令和6年8月に発生した台風第5号により被災した道路施設や河川の災害復旧を行うもの。
	2,850万円	
	2,850万円	
林業施設災害復旧事業 (令和6年台風第5号)		令和6年8月に発生した台風第5号により被災した林業施設の災害復旧を行うもの。
	6,480万円	
	6,480万円	
福祉灯油助成事業	3,604万円	高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯であって所得が低い者及び生活保護世帯に対し、冬期間における灯油購入費等の一部を助成することにより当該世帯の経済的負担の軽減を図る。灯油の高騰が続いていることから、助成額を1件あたり1,000円増額するもの。 (増額後：1件あたり7,000円)
	564万円	
	4,168万円	
給食センター運営事業 (食物アレルギー等対応補助金)	2,696万円	学校給食費の無償化による児童生徒の保護者への経済的負担軽減と同様に、食物アレルギー等により給食を食べることができないため弁当を持参する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、補助金を交付しようとするもの。
	12万円	
	2,709万円	
児童手当給付事業	47,938万円	児童の育ちを支援するため、児童手当を支給する。児童手当法の改正に伴い、令和6年12月支給分から所得制限を撤廃するほか、高校生まで対象年齢を拡大し、また第3子以降の児童の金額を増額するもの。
	14,034万円	
	61,972万円	
浸水対策事業	5,000万円	降雨時の増水等への浸水対策を行う。近年頻繁に発生している浸水被害に備え、排水ポンプ車両を導入することに伴い、車両格納庫を整備するための設計費用等を計上するもの。
	263万円	
	5,263万円	
エアコン設置支援事業	2,017万円	地球温暖化等に伴う気温上昇の状況を踏まえ、住宅における熱中症予防のため、エアコンの新規設置に対して補助を行うもの。
	1,515万円	
	3,532万円	
参議院議員岩手県選挙区 補欠選挙執行経費		令和6年10月27日に参議院議員岩手県選挙区補欠選挙が執行されることに伴うもの。
	4,870万円	
	4,870万円	
宮古市議会議員補欠選挙 執行経費		令和6年10月27日に宮古市議会議員補欠選挙が執行されることに伴うもの。
	6,512万円	
	6,512万円	

※ 表中の予算額は、1万円未満の端数を切り捨て処理したものです。

令和5年度決算審査



決算特別委員会に付託された令和5年度決算の分科会ごとの審査の概要をお伝えします

総務分科会

◆一般会計・歳出◆

■公共交通対策

問 令和4年度には宮古盛岡地域間バス運行支援金の支出があったが、令和5年

問 危険家屋の応急措置を行ったとのことだが、所有者の個人負担はないということか。

答 最高で29件の登録のうち12件が成約という実績だが、まだ半数にも満たないので、もっと登録軒数を増やし成約につなげていく必要があると認識している。

問 空家バンクの運営実績について、成約件数が12件という実績だが、この成約率の認識を伺う。

答 106バスの特急便と急行便を各駅停車にすることで増加する経費について、赤字が出たら補填するもの。令和5年度は国庫補助を受けることで赤字が出なかった。ので市の負担が無かった。度は無くなったのはなぜか。

■空家対策事業

■地球温暖化対策事業

問 冷蔵庫の買い替え補助を市単独で継続実施する必要性について、どのように考えているか。

答 予算が伴うものなので、今後も活用できる財源を確保しながら、現在実施している4機器（空調、給湯、換気、照明）以外についても検討したい。

◆一般会計・歳入◆

■ふるさと寄附金

問 令和4年度と比較して約8億円収入が減った要因は。

答 令和4年度は牛タンに人気が集申し、5年度はそれが落ちたのが主たる要因と分析している。

教育民生分科会

◆一般会計・歳出◆

■交通指導員設置事業

問 交通指導員設置事業において、予算のうち200万円が使われなかった理由は何か。

答 指導員の確保に困っている状況であり、指導員への報酬が残ったもの。

■敬老事業

問 物価高騰により、敬老会を今までのように開催できないところが多いと聞いている。敬老会地区助成金を増額できないか。

答 物価の上昇などを踏まえて、来年度以降は検討したい。

■高齢者補聴器購入費用助成事業

問 高齢者の補聴器購入費用助成事業が1200万円の予算でスタートしたが、申請件数が少ないようだ。今後の取り組みは。

答 聞こえづらいことで健康の衰退につながるため、事業の周知を図って利用を広めていきたい。

■こころの健康づくり推進事業

問 市民のこころの健康づくり推進事業では「ゲートキーパー」を養成しているが、人数の目標はあるか。

答 毎年、着実にゲートキーパーを増やせるように市の職員とともに、民間事業者にも声をかけて講座を開設している。

■火葬場維持管理事業

問 川井火葬場の使用件数が減ってきている。国道106号などの道路事情が

よくなってきたっており、廃止を考へてはどうか。

【答】 市全体で必要性を見ながら廃止などの部分も今後考へていきたい。

◆一般会計・歳入◆

■中学校部活動指導員配置

【問】 中学校部活動指導員配置県補助金において、100万円の予算が不要となった原因は。

【答】 5人配置する予定で予算措置したが、実際配置できたのは3人であった。理由は競技に関わるマッチングがうまくいかなかったものの。

◆特別会計◆

■墓地事業特別会計

【問】 利用状況のうち空き区画数は。

【答】 令和6年9月現在、9区画が空いている。総区画数は986区画で、墓碑設置が680件で68・9%である。

産業建設分科会

◆一般会計・歳出◆

■労働行政事業

【問】 高校生事業所見学会は、地元にある事業所を知ってもらう良い機会と考へるが、どのように促しているのか。

【答】 地元就職してもらうために事業所を知ってもらうことが重要と考へている。今後も、参加する事業所や生徒を増やすために取り組んでいく。

■鳥獣被害防止対策事業

【問】 令和5年度の有害捕獲実績を伺う。

【答】 ニホンジカ933頭を捕獲している。うち、銃器179頭、ワナ747頭、その他7頭となっている。

■陸上養殖調査事業

【問】 現在まで行われてきたウニ・ナマコの陸上養殖事業の評価について伺う。

【答】 まだ調査期間中であるが、今年4月に宿泊業者に販売をした際には実入りの状態が思わしくなかったものが2割あった。今後も引き続き、調査・研究を進めていく。

■岩手県立水産科学館 管理運営事業

【問】 令和5年度の施設利用状況と見学ガイドの利用実績について伺う。

【答】 年間利用者数1万1322人のうち、見学ガイドの利用者数は1079人である。また、令和5年10月31日からの取り組みであるAI音声ガイドの利用者数は372人であり、その中には英語、中国語による利用者もあった。

■企業立地推進事業

【問】 令和5年度は、新規企業との交渉、既存誘致企業等の企業訪問を84件となっており、うち新規企業は40

件とある。どこに行き、どのような業種を訪問しているのか。

【答】 首都圏を中心に訪問している。新規企業の業種については、主に製造業、物流、商社である。

■インバウンド 観光対策事業

【問】 台湾からの誘客を促進する事業と捉えているが、実績を伺う。

【答】 台湾で開催される旅行博に出展参加しPR活動を実施している。台湾からの観光客の人数は令和5年度に3276人であったのに対し、令和6年度は9月1日の時点で4224人と昨年度を超え、増加している。

宮古市議会の情報をリアルタイムで

インターネット中継

本会議は生中継（ライブ配信）しています。録画中継は、本会議のおおむね5日後（土日祝を除く）から配信いたします。（パソコン、スマートフォン、タブレット端末に対応）

Facebook

宮古市議会のトップページのリンクをクリックしてご覧ください。



宮古市議会 Facebook

みやこハーバーラジオ（82.6メガヘルツ）

定例会議開催中の午前8時10分頃からの放送です。

次回12月定例会議

12月上旬の開催予定です。会期日程が決まり次第、宮古市議会のホームページトップに掲載します。詳しくは議会事務局におたずねください。（☎68-9113）
mail: gikai@city.miyako.iwate.jp



宮古市議会 ホームページ

一般質問

ここが聞きたい



一般質問の内容を動画でご覧いただけます。

- 松本尚美 議員（無所属クラブ）・・・（7）

■ 浸水常襲地区における台風第5号に係る排水対策の検証と今後の対応について

■ 観光拠点、資源としての月山について

■ 陸上養殖の挑戦はどうなっているか

小島直也 議員（公明党）・・・（8）

■ マイナ保険証の普及と利用促進等について

■ ひきこもりの対話的支援について

竹花邦彦 議員（立憲・市民クラブ）・・・（8）

■ 地域自治体・地域づくり協議会について

■ 市立保育所等適正配置実施計画について

西村昭二 議員（みやこ未来創造クラブ）・・・（9）

■ 浸水対策について

木村誠 議員（無所属）・・・（9）

■ 刈屋地区等林野火災における山林所有者への支援について

■ 資源の有効活用としてバイオ燃料の推進について

■ 「宮古市文化財保存活用地域計画」について

田中尚 議員（日本共産党）・・・（10）

■ 物価高騰に伴う事業者の影響対策について

■ 高齢者に「3つの安心」をもたらし施策について

白石雅一 議員（復興を考へる会）・・・（10）

■ 地域通訳案内士の導入について

■ こども誰でも通園制度について

■ 台風等の浸水被害について

■ 移転元地の有効活用について

古館博 議員（無所属）・・・（11）

■ 避難所の設置及び管理等について
- ※質問項目は、一般質問通告によるものです。



松本議員の一般質問動画はこちら



松本尚美 議員

【質問】 浸水常襲地区の排水対策の検証と対応を

【答弁】 排水ポンプ車の設置を進める

■ 事前に発電機、ポンプを設置した排水対応を

【問】 「またもや床上浸水」「何とか床下浸水で助かった」浸水常襲地区の市民から諦めと共に、行政の浸水対策に不満の声が聞こえる。台風、大雨に関して精度の高い情報で事前に予測が可能な時代だ。事前に浸水常襲地区にポンプを設置した排水対応と既存の排水ポンプの排水量を増やす事が計画的に出来ると考へるかどうか。

【答】 山本市長

■ 山本市長 今回の台風5号では、排水ポンプ車、可搬式のポンプによる排水作業で大きな効果を発揮した事を踏まえ、水中ポンプ、排水ポンプ車の設置を進める。

■ 月山を観光拠点、観光資源としての活用を

【問】 月山山頂部等整備、市道御殿山線改良工事に総額3億9700万円余りかけている。事業目的はトレッキング愛好者、市民の憩いの場所としての活用となっているが、本市の経済に寄与する、観光の拠点、資源として大いに活用すべきと考へるかどうか。

【答】 山本市長

■ 山本市長 月山の来訪者の目標値は、令和7年に年間3000人を設定している。月山の来訪に併せて、重茂水産体験交流館「えんやど」と市内他地区の施設等への誘導を図り、観光消費額の増加を図る。宮古市街地が一望出来る観光スポット「みちのく潮風トレイル」を利用するハイカーの立ち寄りスポットとしてPRする。

■ 陸上養殖の挑戦はどうなっているか。

【問】 本市の経済を支える基幹産業の水産業を確立し、浜の活力を取り戻す可能性を秘めた陸上養殖の挑戦はどうなっているか。

【答】 山本市長

■ 山本市長 本市に適した魚種について引き続き調査を進める。現在実施しているホシガレイとウニについて、採算性の確保と量産化を図り事業化を目指す。現在事業化されている海面養殖の宮古トラウトサーモンは宮古漁協と連携し、増産に取り組む。

田鎖地区で排水作業をしたポンプ車



小島直也 議員

問 高齢者等マイナカードの取得困難を乗り越えるには。

答 山本市長

市民の要請に応えて、地域に出向いて出張申請を実施している。

問 将来的な「マイナ保険証」による医療DXの恩恵を広く。

答 山本市長

マイナ保険証は、受診時、情報提供に同意することによって、過去に処方された薬や、特定検診の情報が医師・薬剤師などに共有され、データに基づくより良い医療が受けられる。申請手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるメリットがある。

問 ひきこもりの支援に家族への対話を重視した取り組みを。

答 山本市長

家族に対する早い段階での支援が必要と認識している。宮古保健所では「小さな集まり」と題した家族支援を行っている。また、来年度からひきこもり支援を含む重層的支援体制整備事業を実施する準備を進めている。

問 様々な相談に乗る市の担当者に、「オープンダイアログ」の研修を。

答 山本市長

「オープンダイアログ」とは、多くの人と平等な立場で対話をかさねていくコミュニケーション手法の一つ。今後も職員の研修にはこの手法も取り入れながら、市民との対話に活かすとともに、相談対応がさらに向上するように努める。

問 ひきこもりサポーターの養成講座を実施しては。

答 山本市長

当事者と家族にとって非常に繊細な問題であり、サポーターの養成については課題が多いので、支援機関と協議していく。



医療機関や薬局の協力のもと、マイナ保険証の普及が進んでいる



竹花邦彦 議員

■地域創造基金事業の延長・存続は

問 本市は平成の合併に伴い、新市の住民意思の反映と住民自治の充実を図る仕組みとして、地方自治法に規定する地域自治条例を制定し、地域づくり協議会を旧市町村単位に設置しまちづくりを進めてきた。また、合併支援策の地域創造基金を活用し、地域振興や市民の一体感醸成に資する事業を実施してきた。地域自治条例は本年度末で失効予定である。各地域からは、地域創造基金事業の延長・存続を望む意見が強く出されている。地域づくり協議会や地域創造基金の今後のあり方、方向性について、現在の検討状況を伺う。

答 山本市長

地域自治区は地域自治区条例の失効に伴い廃止する。条例失効後は、自治基本条例に基づく市民自治推進委員会を核とし、人口減少や少子高齢化等の社会変化に対応した新たな地域づくりを進める。また、総合事務所を設置する田老・新里・川井地区には、市民の声を届ける体制として新たに協議会組織を設ける。地域自治区条例の失効に



宮古・田老・新里・川井地域づくり協議会4地区合同会議

に伴い、宮古地域創造基金条例も廃止するが、地域振興や地域活動の担い手育成を図るために新たな補助制度を創設する。

■山口保育所の移転整備計画見直しの内容

問 山口保育所の移転整備計画について、市は保護者や地域住民を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、整備方針案を再検討、見直しするとしている。再検討、見直しの具体的内容は何か。

答 山本市長

施設規模の縮小等について検討する。移転場所はフラットピア跡地を基本としている。

質問 本年度末で廃止予定の地域自治区・地域協議会の今後の方向性は

答 地域自治区は廃止し、市民自治推進委を核に地域づくりを推進



西村昭二 議員

質問 浸水災害時の大型ポンプ車の導入とポンプ増設は

答 効果を踏まえ導入する

問 近年の気候変動による大型台風・集中豪雨の増加に伴い、今まで想定されなかった災害について備えていく必要がある。浸水対策の重要性を再認識し、今回の台風5号の浸水被害について検証する必要があると考えることを伺う。

答 山本市長

パンチ工業上流部に整備しているポンプ施設は、周辺建物への被害が生じない浸水までは許容する能力であり建物への被害は生じず市道の一部が冠水する被害に留まったが、桜づつみ側については、対象流域以外からの雨水の流入が加わり、ポンプ排水能力を超過し浸水被害が生じた。

問 「国交省で所有している大型ポンプ車の導入や、現ポンプ施設へのポンプの増設、移動式ポンプの対応が必要だと考える。移動式ポンプについては建設業協会などの関係団体と災害協定を締結し、対応すべきだと考えるがどうか。

答 山本市長

事前に浸水被害の発生が予想される地区に、水中ポンプを設置し、浸水被害の抑制が図られる対応を進めていく。



田鎖地区浸水写真

進めていき、大型ポンプ車の導入、ポンプの増設等は実施する。水中ポンプ運用については、設置を想定する地区などの検討結果を踏まえ、直営方式や、議員ご提案の関係団体との災害協定など、運用方法を検討していく。

問 浸水想定区域、特に住宅密集地には貯水池の設置、ポンプを含む排水処理をするなどの浸水対策が必要だと考えるが見解を伺う。

答 山本市長

事業進捗中の津軽石地区の浸水対策に関しては、基本設計段階において、貯水池の設置も対策工の一つとして比較検討を行い、総合的に優位な対策として流路工を採用している。今後、基本設計段階において各種工法の比較を行い、最も優位な対策により整備を進める。



木村 誠 議員

質問 刈屋地区等林野火災における山林所有者への負担を軽減すべき

答 可能な限り自己負担が軽減されるよう検討していく

問 本年4月に発生した刈屋地区を中心とした林野火災は鎮圧までに日数を要し、総焼損面積は186・60haと大変大きな被害となった。このうち私有林は181・77haとされていることから森林の再生整備には多額の自己負担が生じると予想される。そこで、今回の大規模火災に対して山林所有者の方々の負担を軽減するために市として何らかの支援が必要と考えるが見解を伺う。

答 山本市長

現在、「林地再生対策協議会」において、所有者の意向を踏まえながら山林保全や森林整備の観点から検討している。既に保安林指定されている山林や、新たに土砂流出防備保安林として事業認定を受け、国の保安林整備事業で再生する場合などは、自己負担が発生することはない。また、針葉樹等を再造林する国の森林整備事業では、所有者負担を軽減できるよう、森林環境譲与税の活用も視野に入れながら検討していく。

■バイオディーゼル燃料の推進について
現在、一般家庭や飲食業で使用されている



防災ヘリによる消火活動の様子

答 山本市長
本市では平成20年に資源物収集車にバイオディーゼル燃料を試験導入した経緯があるが、車両の不具合が確認されたために使用を中止した。それ以外にも製造コストの面や回収量等において現時点でのバイオディーゼル燃料の活用については、課題があると考えている。



古館 博 議員

質問 避難所の設置及び管理等について

答弁 自主防災組織と施設管理者・市職員協力し合い必要とする数を設置

問 市として開設する避難所であれば、職員の配置をし、管理運営すべきと考える。避難所によって職員配置の有無があるが、基準があるのか。

答 山本市長 自主防災組織等と日頃から連携し、施設管理者と避難所運営班により、避難所の初動体制の構築を図っている。避難所運営班は、避難所開設の初動対応を考慮し、避難所の近隣に暮らす職員を指名している。市内60箇所の避難所のうち、避難所運営班を配置している数が33箇所、施設管理者が開設する数が9箇所、自主防災組織等に開設を依頼している数が18箇所となる。

問 避難所の運営は、地区の自主防災組織等の方々、施設管理者及び避難所運営班が協力して行っている。避難生活が継続する場合には、避難者も運営に参加する。避難所の開設と運営は地区の自主防災組織等の方々との協力関係が必要だ、今後とも地区の方々と調整しながら適切な避難所の開設と運営に取り組んでいく。

問 災害備蓄倉庫の開設に手間取ったところがあった。定期的な施設設備



避難所
(川井地域振興センター)

問 災害備蓄倉庫のダイヤル錠については、錆びないステンレス素材のダイヤル錠を使用している、備蓄品の入れ替え作業など定期的に管理している。今回、開錠に手間取ったという事実があることからダイヤル錠の製品について再度検討する。今後、定期的に点検を行い適切に管理していく。

問 避難所の暑さ対策の上でも重要な空調設備などの設置状況と今後の設置方針は。

答 山本市長 60施設のうち空調設備のある施設25箇所、無い施設35箇所となる。空調設備のない施設では、扇風機の使用や適切な換気の実施により暑さ対策をしている。空調設備の整備については今後検討していく。

議会報告会を今年も開催

◎は班長



◎ 松本尚美、中嶋勝司、小島直也、古館博、今村正、竹花邦彦、木村誠、伊藤清、工藤小百合、高橋秀正、落合久三、長門孝則、田中尚、◎ 白石雅一、鳥居晋、◎ 西村昭二、畠山智章

令和6年度 宮古市議会議会報告会

11/6 (水)	1班	千徳公民館
	2班	三王地区自治会研修センター
	3班	川井生涯学習センター1階
11/7 (木)	1班	崎山公民館
	2班	津軽石公民館
	3班	鉾ヶ崎公民館
11/8 (金)	1班	川内地域振興センター
	2班	新里生涯学習センター(玄翁館)
	3班	重茂里地区コミュニティ番屋
11/11 (月)	1班	花輪農村文化伝承館
	2班	うみマチひろば
	3班	市民交流センター1階会議室1・2

※10月27日の補欠選挙で当選した議員も参加して行われます。

議員が市内各地に伺い、議会での審議や活動状況を報告しながら、市政や地域の課題などについて、市民の皆さんと意見交換をいたします。

開始時間は、全会場、全日程ともに午後6時30分です。

たくさんの方のご参加をお待ちしております。

質問 物価高騰対策への課題等は

答弁 商品券事業で売り上げ回復を支援

問 県は物価高騰に伴う事業者の影響調査を実施している。その影響や、適切な価格転嫁、人材確保や賃上げ対応等を経営課題とする事業者が多い。市でも同様と考えるが、対策と評価及び課題はどうか。

答 山本市長 事業者ニーズに応じた物価高騰対策を講じて来た。二度の給付金で電気料金の経費削減を後押し、省エネルギー化の推進を図られた。本年3月、8月「プレミアム商品券事業」を宮古商工会議所に委託・実施した。8月21日で換金率89%、市内で4億4700万円相当額の消費が図られ、小売飲食業等の参加店491店舗の売り上げ回復を支援した。

問 県の「物価高騰対策賃上げ支援金」の積極的な活用と、これに対する市独自の支援策も必要と考えるが。

答 山本市長 賃上げの加速化と必要人材確保を目的に従業員1人最大5万円を支給するもので、11月までが受付期間。8月15日現在、市内事業者は82事業者、従業員550人分の申請を受け付けている。改めて事業者へ



昨年の商品券販売の様子

問 令和4年の介護職員の平均給与月額額は29万3千円、全産業平均と比べ6万8千円の格差だが、平均賃金に達するよう、更なる処遇改善を引き続き県に要望している。

答 山本市長 令和4年の介護職員の平均給与月額は29万3千円、全産業平均と比べ6万8千円の格差だが、平均賃金に達するよう、更なる処遇改善を引き続き県に要望している。

問 抜本的処遇改善を柱に介護職員数の確保は事業の根幹的課題と考えるが。

答 山本市長 在宅待機者数は、令和4年が71人、令和6年が54人。待機者数は減少傾向にあり、新たな特別養護老人ホームの整備は、慎重に検討する。



田中 尚 議員



質問 観光等への外国人対応推進のため「地域通訳案内士」を導入すべき

答弁 導入に向け「地域通訳案内士育成等計画」を策定し手続きをしていく

問 観光地等の外国人対応の一環である「地域通訳案内士」を導入することで、増加している訪日観光客の多様化に対応し、リピーターにつなげていくことができないと思うがどうか。

答 山本市長 地域通訳案内士制度はインバウンド受入体制の強化に有効な制度であると考え、制度の導入を進める。導入には「地域通訳案内士育成等計画」の策定、観光庁への地域登録申請が必要。計画策定のうえ、申請手続きをしていく。

問 誰もが通園制度の早期導入の考えは、親が働いていなくても子どもを保育所などに預けられる「こども誰でも通園制度」が令和8年度から実施されるが、導入を早期に進める考えは。

答 山本市長 本年6月に行った子ども・子育て会議にて児童の保護者や教育・保育施設の関係者等からなる委員皆様に制度概要を説明した。今後、教育・保育施設事業者等と情報を共有しながら、令和7年度の実施に向けて準備を進める。



多様化する
外国人観光ニーズ

問 何度も台風災害を受ける地区への防災手段は

答 山本市長 今回の浸水は雨水対策施設整備計画で想定していない現象で発生した。改めて調査と対策を検討する。津軽石地区では消防団の可搬式ポンプによる排水作業が浸水解消に効果を発揮した。

問 何度も台風災害を受けている地区に対し今後どう浸水被害を想定し、回避するための手段を講じるのか。



白石 雅一 議員



問 観光地等の外国人対応の一環である「地域通訳案内士」を導入することで、増加している訪日観光客の多様化に対応し、リピーターにつなげていくことができないと思うがどうか。

答 山本市長 地域通訳案内士制度はインバウンド受入体制の強化に有効な制度であると考え、制度の導入を進める。導入には「地域通訳案内士育成等計画」の策定、観光庁への地域登録申請が必要。計画策定のうえ、申請手続きをしていく。

の経過を裏付ける資料や証拠書類等（副校長並びに校長の告発・抗議文等）は、添付されておりません。言わばメモのような文書を根拠に、政治倫理審査会が設置されたもので、この点にも問題があると思います。また、この文書には記載した者の署名もなく、文責を負うべき作成者不在の文書を基に、宮古市議会議員政治倫理審査会が落合久三議員（共産党）の主導のもとに設置されております。

したがって、証拠となる公的文書の提示を求めます。

また、田代議員の事案と、私の事案とはまったく別個のものであり、倫理審査という名目のもとに同一視されていることにも疑問が残ります。きわめて作為的で、政治倫理審査会設置そのものの根本に瑕疵があると思います。

繰り返しますが、性質も内容も異なる事案を、同一の視座で扱うことそのものに問題があります。審査会の運営についても、議員政治倫理審査という名目のもとに、審議の場を設定し、私と学校長のみをそれぞれに個別に聴取し、さらに反対意見を封殺して、審議不十分のまま審判を下すという極めて高圧的な手法で宮古市議会の議員政治倫理審査会は運営されていると思います。審査結果についても、「必要な措置を審査する必要はない」と結論づけながら、「第11条第1項 被請求議員は、自己に関する審査会の報告結果において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされた時は、これを尊重して政治倫理確保のために必要な措置を講じなければならない」とあり、さらに「第2項 議会は、被請求議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする」とあります。審判の結果を「倫理違反」と言う名目で社会に流布し、自己粛清を要求する内容となっております。不十分な審議で幕を引くのではなく、少なくとも当事者が一堂に対面して、本来の審議を深め、誤解を払拭する必要があるのではないかと思います。

市民の信頼回復のためにも、公正な審議会の運営を求めます。

2. 調査請求の内容に、根本的な齟齬と誤解があります。

はじめに私工藤小百合は、暴言も、威圧的な態度もとっておりません。学校長も「お怒りのようであった」と感慨を述べたと伺いましたが、「パワーハラスメント」や「威圧」があったとは、一切話されなかったと言います。

調査請求には「令和6年4月8日（月）午前、工藤議員は鉾ヶ崎小学校入学式に出席案内が来なかった事に腹を立て、鉾ヶ崎小学校に出向き、威圧的な発言をし、今後学校に対し協力はいっさいしない」と発言した事になっております。

実際は、同僚議員から「鉾ヶ崎小学校の入学式の案内が来ておりますか？」と問われ、私が「来ておりません」と応えと、同地域の同僚議員は議会事務局に問い合わせたと言います。議会事務局に、入学式の案内について尋ねると「分かりません」と応え、さらに、(案内がないのは)「地域に貢献がないからじゃないですか」と、冗談めかして答えたと聞きました。答えたのは議会事務局長で、同じ話を私のはかに同僚議員も聞いております。

私が小学校を訪ね、入学式の日程等をお伺いしたのは、長年多くの活動に参加してきた私の母校でもあり、新型コロナウイルス感染症の5類への移行が令和5年8月に宣言され、母校の行事が再開される日を待ち望んでいた一人として、当然のことと言えます。私は「ご案内がないので、入学式について聞きにきました。入学式は何時でしょうか」と伺いました。対応して下さった女性の副校長先生は「コロナ禍のために縮小し、ご案内は学校評議員にだけ出しました」と答えられました。

それで私は、「(これまで案内を載いていたのに) 学校への貢献がないからご案内がないのですか」と質問しました。議会事務局長の言葉を、同僚議員から聞いていたことも、当然頭の中にありました。

ちなみに文部科学省は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえ、令和5年8月をもって入学式等の実施に関し、「来賓や保護者については、着席を基本とし、座席間に触れあわない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の制限人数は必要ないこと。運動会や体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。」を、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改定の中で提唱し、通達しております。(令和5年の改定)

評議員には案内状を送りながら、これまで案内してきた地域の議員や学校協力者に案内がないことには疑問が残ります。そうであるなら、事前に案内しない理由について何らかの伝達が必要だったのではないかと思います。教育委員会は、入学式・運動会等の行事について、その実施についてはそれぞれの学校の判断に任せていると言っておりますが、学校側や宮古市教育委員会が文科省の方針や通達と異なる対応をとるのであれば、制限する理由等について、保護者やこれまで来賓として招待してきた方々に対しても、事前に文書等によって連絡説明をすべきであったと思います。また鉾ヶ崎小学校では、運動会の開催について、事前に案内できない旨を伝達しており、整合性が問われる課題と言えます。

教育委員会は、やはり入学式等の行事の開催に関して、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの発生状況を鑑み、それぞれの学校が判断に迷わないよう、一定の基準を設けるべきではなかったかと思います。ちなみに鉾ヶ崎小学校の入学式開催については、案内の範囲を同地域の宮古第二中学校に問い合わせ、それを参考にしたと伺いました。教育委員会が、一定の方針と基準を示していれば、判断に迷うことはなかったものと思います。

私工藤は、新任の女性副校長先生に対し、「私はこれまで、微力ながら地域の方々とともに、母校である鉾ヶ崎小学校のために尽くしてきました。母校を思う気持ちは、だれにも負けません。学校からの連絡もなく、このような対応が続くのであれば、今までのように協力はできません」と言いましたが、決して威圧的に申し上げたものではありません。

6月定例会議以降の政治倫理審査関連の動き

6月5日から始まりました政治倫理審査会に対しての工藤議員の弁明書、弁明書に対しての議長見解、また、9月30日定例会議最終日に審議した決議案2件の全文を掲載し、市民の皆様にお知らせします。

市民の皆様におかれましては、宮古市議会に対し不信に思われているものではないかと考え、市議会の政治倫理審査会の全対応をお伝えします。

政治倫理審査会とその後の経過

- 6月 5日 第1回政治倫理審査会を開催。以後、全8回
- 7月 3日 審査会終了。議長へ報告
- 7月 5日 議員全員協議会にて審査会の結果を議会に報告
- 7月18日 工藤議員より審査会の結果に対する弁明書提出（詳細は12ページを参照）
- 9月10日 工藤議員から議会運営委員会委員長、議員定数等調査特別委員会委員長の辞任の申し出。また、宮古創生会の会派代表者の辞任の届出
- 9月11日 田代議員が議員辞職願を提出
- 9月12日 議会運営委員会において工藤議員の委員長辞任を承認。また、議員定数等調査特別委員会において、工藤議員の委員長辞任を承認
- 9月17日 本会議にて田代議員の辞職を承認
- 9月19日 議員全員協議会にて工藤議員の弁明の申し出
- 9月30日 本会議にて決議案2件の採決（詳細は15ページを参照）

本紙全文と宮古市HP上の掲載の違いについて

本紙にて工藤議員の弁明書（HP記載分）や、議長見解などの全文掲載にあたり、

工藤議員の弁明書では、市職員の名前などが記載されているため、本紙の掲載にお

きまして、職員の氏名を伏せ、役職のみの記載とさせていただきますので、市民の皆様

のご理解を賜りますようお願いいたします。

- 工藤小百合議員から、令和6年7月18日に弁明書が提出されましたので、全文を掲載します。

令和6年7月18日

宮古市議会議長 橋本 久夫 殿

宮古市議会議員政治倫理審査会に対する弁明書

宮古市議会議員 工 藤 小百合

政治倫理審査会の審査結果に対し、下記の弁明書を提出します。

宮古市議会議員政治倫理審査会の審査内容は、人権侵害と名誉棄損に当たるものと思います。今後の対応を検討致します。

私工藤小百合に対する審査請求書には、「当該違反行為を疑うに足る事実を証する」証拠書類そのものが添付されておりません。宮古市教育委員会から、宮古市議会事務局に届けられた文書は、系列的に経過を記したもので、そ

と判断し、以下のとおり議長見解を表明する。併せて、弁明書に対する回答書とする。

記

1. 政倫審の審査内容は「人権侵害と名誉棄損」にあたるとの指摘について

- (1) 議長見解
政治倫理条例に基づき設置された政倫審において、公正・公平・慎重かつ適正な審査が行われ、その結果、政倫審委員全員一致で条例違反の判断がなされたと認識している。人権侵害、名誉棄損にあたるとの指摘は、政治倫理条例を否定するものであり容認できない。
- (2) 理 由
① 工藤小百合議員は、政倫審の審査内容は、「人権侵害」であり「名誉棄損」にあたる主張、批判している。その理由として、㊦政倫審の調査請求書には証拠書類等が添付されていない、㊧政倫審設置は、田代議員の事案と同一視され、きわめて作為的であり、根本的に瑕疵がある、㊨審査会が反対意見を封殺して、審議不十分のまま審判を下すという極めて高圧的な手法で運営されたと述べている。
- ② 「政治倫理条例」は、平成21年6月議会において議会基本条例とともに、工藤小百合議員を含め全会一致による議員発議で制定した条例である。政治倫理条例は、市民全体の代表者である議員が市民から不正、不信の疑惑等を招くことがないよう、行動規範及び違反行為等のルールを定めたものである。議員には条例遵守の責任があることは当然である。
工藤小百合議員の主張、論点は政治倫理条例を遵守せず、尊重しない姿勢を明確に示すものである。議員として、条例遵守責任が大きく問われていることを最初に指摘する。
- ③ 具体的には、政治倫理条例第6条に規定する「調査請求手続き」では、政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて議長に調査請求することができる、調査請求しようとする場合は、議員である場合は「議員定数の4分の1以上」の議員の連署と必要要件を定めている。工藤小百合議員の調査請求では、5月7日の議員全員協議会で議長から報告した「教育委員会から議会に対し、小中学校の入学式における議員への来賓案内に係る要望」に係る資料及び教育委員会から議長に報告された資料が添付され、落合久三議員を請求代表者として議員定数の4分の1以上にあたる6名の議員連署による調査請求が行われた。この調査請求は政治倫理条例で規定する必要要件を満たすものである。これにより、議長は条例の規定に従い、「政倫審」を設置し、審査を付託したものである。また、田代勝久議員の事案と工藤小百合議員の事案は、調査請求が別々になされたもので、「同一視したきわめて作為的」との指摘もあたらないと認識する。以上の点から、「政倫審設置は根本的に瑕疵がある」とする工藤小百合議員の主張、認識は、条例及び条例規定を無視しており、事実無根である。
- ④ 審査会の運営についての指摘、主張も理解できない。政倫審は、条例に基づき、調査請求人や関係者の事情聴取等が行われ、委員間合議で審査が進められたものと理解する。反対意見についても文書提出を求めるなど、丁寧な議論と合意形成の努力が行われたと認識する。また、政倫審は原則、公開で行われたが、市民を含む傍聴者からは、政倫審の運営について問題点があった等の意見は寄せられていない。合議に基づく丁寧、慎重な審査によって、政倫審委員全員一致での「政治倫理条例違反」結果が導かれたと捉えている。この結果を、工藤小百合議員は重く受け止め審査結果を尊重すべきであると、議長としてあらためて強く申し上げる。

2. 「調査請求内容に、根本的な齟齬と誤解がある」との主張及び自宅訪問の学校長への対応について

- (1) 議長見解
① 議員6名の調査請求に基づき、公正・公平・慎重かつ丁寧な政倫審審査が行われたものと認識している。政倫審の審査結果は、学校側が工藤小百合議員の発言等に対し、その対応に苦慮、苦悩したと判断し、市民全体の代表である議員として政治倫理基準違反としたものである。政倫審の審査結果は尊重されるべきものであり、根本的な齟齬、誤解があるとの主張は容認できない。
- ② 学校長、副校長、教育委員会の聴取、招致要求については、政倫審において鳥居晋委員から意見が出されたものの、協議の結果、その必要性はないと判断、合意されている。政倫審の合意は尊重されるべきものと認識し、工藤小百合議員の招致要求は認めることはできない。
- ③ 議会事務局長の聴取、招致についても認めることはできない。本事案の調査請求は、工藤小百合議員の学校に対する発言、行為を問題にしたものであり、議会事務局長の発言は政倫審事案と無関係である。また、議会事務局長が審査会を主導した一人と主張しているが、議員ではない市職員が主導できる立場にないことは明白である。またその事実もない。よって、市職員の綱紀粛正に係る対応の必要性も認められない。また、弁明書、後援会だより等で、市職員の氏名を公表していることは、プライバシー保護などの観点から、重大な問題と指摘する。
- (2) 理 由
① 工藤小百合議員は、学校側に対し暴言も威圧的な態度も取っていないと主張している。その理由として、

当事者である副校長、教育委員会の招致を要求します。
副校長、学校長、教育委員会が一堂に対面し、当事者間に誤解があるのであれば、誤解の払拭があってしかるべきと思います。人間一人の尊厳と名誉にかかわる事案でもあり、間接的な聞き取りだけで短絡的に審査を終了することには疑問が残ります。副校長、学校長、教育委員会の招致を要求します。
議会事務局長の聴取と招致を要求します。
行政に詳しい知人は、(案内がないのは)「地域に貢献がないからじゃないですか」と、冗談めかして答えた議会事務局長の発言がもっとも問題だ、と話されました。審査会を主導した一人でもあり、どのような意図でそのような発言をされたのか、真意をお伺いしたいと思います。審査委員の中には審査会を主導する市職員出身者もあり、この問題には触れようとしませんが、この問題を機に職員の綱紀粛正を図る必要があると思います。

3. 翌4月9日の午前8時半頃、自宅を訪問された学校長への対応について
調査請求文には、「翌朝（9日）、学校長は工藤議員宅を訪問し、経過を説明しようとしたが、工藤議員は学校長の話も聞かず、前日同様の暴言、行動があった」とありますが、何を根拠にそのような文面にしているのか、大きな疑問が残ります。
その日出かける間際の忙しい時間帯でもあり、開口一番「コロナ禍のため」と学校長が話されたので、その説明であれば副校長からすでに聞いていた内容でもあり、「そのようなお話しであれば結構ですので、どうぞお帰り下さい」と丁寧に申し上げ、お帰り頂きました。
事前に連絡もなく、朝の一番忙しい時間帯でもあり、出かける予定があったことから1分程度の短い対応になりましたが、決して威圧的な態度をとったつもりはなく、暴言を吐いた事実ありません。
また、学校長はパワーハラスメントという言葉も威圧という言葉もいっさい使っておりませんが、「お怒りのご様子であった」と発言されたと伺いました。学校長の主観を引き合いにされ、それを威圧的な態度と拡大解釈して、倫理条例違反と結論づける判断が適正なものであったかどうか、大いに疑問が残ります。学校長と対面させて頂き、誤解を払拭できる機会があってしかるべきと思います。
以上のように、事実と異なる調査内容と、極めて意図的で作為的な審査会の在り様と報告文はとうてい受け入れがたい内容であり、名誉棄損に当たる事案と思います。不十分な審査で強引に幕を引き、あたかも私が犯罪者でもあるように広く社会に印象付け、審査は終了し審査会は解散したと結論付けるのではなく、関係者が一堂に対面し、事実確認を行う必要があります。また、双方に誤解があるのであれば、誤解を払拭するための、市民に広く知らしめる公正な審議の場を、宮古市議会議長の「権限と責任」に於いて設定する必要があるのではないのでしょうか。

●工藤小百合議員の弁明書を受けて、令和6年9月30日に議長が見解を表明しました。以下、その全文を掲載します。

令和6年9月30日

工藤小百合議員の弁明書に対する議長見解（表明）について

宮古市議会議長 橋 本 久 夫

宮古市議会議員政治倫理審査会（以下「政倫審」）の審査結果に対し、工藤小百合議員から7月18日に「弁明書」が提出された。弁明書提出前には「宮古市議会議員政治倫理審査会の審議内容等に異議がある」とした「意見書」が田中尚政倫審委員長あてに提出されるとともに、報道機関へも配付された。弁明書については、市内各地で配付され流布していることが確認されている。さらに、9月6日に新聞折り込みによる「工藤小百合後援会だより」が市内全域に配布された。
工藤小百合議員は、弁明書や後援会だよりにおいて、政倫審の審査は「人権侵害」と「名誉棄損」にあたる主張するなど、真っ向から政倫審の審査を批判している。また、後援会だよりでは「弁明書に対する回答は、8月時点では、未だに届いていません」、「宮古市議会の現状を考える上で、参考にして戴ければ幸いです」と記し、市民が市議会の対応、あり方に疑問や不信を招きかねない内容になっている。
また、議長、副議長が「後援会だより」発行の経緯等を質した工藤議員との面談（9月11日）の際に、工藤議員から弁明書の主張内容を変える意思はなく、弁明書に対する回答を求める意向が示された。
当市議会は、宮古市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」）では弁明書に対する回答の規定は定められておらず、工藤議員の弁明内容について意見、回答することは控えてきた。しかし、後援会だより発行等で、市民に議会不信を煽るような混乱を招いている事態は、議会として看過できないものである。
これらを踏まえ、市議会として工藤議員の弁明書に対して明確な見解・意見を市民に示し、説明する必要がある

宮古市議会議員 橋 本 久 夫 様

提出者	宮古市議会議員	松 本 尚 美
賛成者	同	長 門 孝 則
賛成者	同	小 島 直 也
賛成者	同	竹 花 邦 彦

工藤小百合議員に対する猛省と謝罪等を求める決議について

標記について、別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

別紙

工藤小百合議員に対する猛省と謝罪等を求める決議について

宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号において、「市民の全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれがある行為をしないこと」と規定されている。また、同条例第5条では、「議員となった日から1月以内に、条例を遵守する旨の誓約書を議長に提出しなければならない」と規定され、議員は誓約書を提出している。

工藤小百合議員について、同条例の政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、落合久三議員を代表者として議員6名の連署による調査請求が令和6年5月24日付で提出された。

調査請求の対象となる事由内容は、令和6年4月8日午前、工藤小百合議員が鉾ヶ崎小学校入学式に出席案内がなかったことに腹を立て、鉾ヶ崎小学校に出向き、威圧的な発言をし、「今後学校に対し協力はいっさいしない」と発言したこと、翌日（9日）、学校長は工藤議員宅を訪問し、経緯を説明しようとしたが、工藤議員は学校長の話も聞かず、前日同様の暴言、行動があったとのことである。

本調査請求に伴い、宮古市議会議員政治倫理条例第7条に基づく政治倫理審査会（以下、「審査会」）が設置された。審査会は工藤小百合議員及び関係者から事情聴取するなど、公正・公平・慎重な審査を行った。その結果、工藤小百合議員は「議員は呼ばないのか」、「私が地域に貢献をしていないから呼ばないのか」、「今後、学校には協力をしない」など強い口調での発言等を行い、学校が議員の発言として受け止め、その対応に苦慮したことが認められたことを踏まえ、6月27日の審査会において、全会一致で政治倫理基準に違反する判断を行った。

この審査会結果は、7月3日付で政治倫理審査会委員長から議長に報告書が提出され、議長は7月5日の議員全員協議会で審査結果を議会に報告した。また、議長は、今後は政治倫理条例第11条第1項の規定により、被請求議員自らが審査結果を尊重し必要な措置を講じなければならないこと、被請求議員自らが必要な措置を講じないときは、同条第2項の規定により議会が必要な措置を講じることになることを説明するとともに、同条例第10条第3項の規定により、被請求議員は審査結果について議長に対し弁明書を提出することができ、その提出期限を7月19日までとすると説明した。

7月18日、工藤小百合議員から弁明書が提出された。その内容は「政治倫理審査会の審査内容が人権侵害と名誉棄損にあたる。当該違反行為を疑うに足る証拠書類がなく政治倫理審査会設置そのものの根本に瑕疵がある。審査会の運営は、反対意見を封殺し、審議不十分のまま審判を下した」などと主張し、本市議会が制定した政治倫理条例及び同条例に基づく審査会を真っ向から否定するものとなっている。更には、鉾ヶ崎小学校で「地域に貢献していないから呼ばないのか。」との自らの発言に関して、根拠もなく伝え聞いたと自己肯定、正当化している上、情報源としてプライバシー侵害、人権侵害、名誉棄損に当たる市職員の氏名を公表、明示している。

この弁明書は市内一部地域で配付され流布している。さらに9月6日には「工藤小百合後援会だより」が新聞折り込みで市内全域に配布されたところである。

工藤議員の弁明内容及び一連の行為は、政治倫理条例に定める「審査結果を尊重し」に反するものである。また、議員自らが講じるべき必要な措置についても講じる姿勢を示して来なかった。9月10日、議会運営委員長及び議員定数等調査特別委員長の辞任届を提出するに至ったが、9月11日に行われた議長、副議長との面談の際に、辞任届提出は市民や議会をお騒がせしていることにケジメをつけるためと説明している。その一方で、弁明書の主張内容については変えるつもりはないと話している。また、9月19日での弁明においても主張は変わらず、著作権侵害との指摘にも違法との認識を示すと共に、橋本議長の会派代表者会議における発言を事実に基づかない内容で取り上げる等、心から反省しているとは思えない。

以上のように、工藤小百合議員には政治倫理条例及び審査結果を尊重する姿勢が見られず、新聞折り込みによる後援会だより配付などで審査会と市議会を強く批判する行為は、市民の市議会への信頼と名誉等を損ねるものである。当市議会はこれ以上看過すべきではなく、工藤議員に対し「必要な措置」を講じる必要があると判断する。

ただし、議員辞職勧告を求める意見もあるが、選挙で市民の負託を受けている責務の重さを鑑み、次の措置を求めるものである。

学校長は「お怒りのようであった」と言っているものの、パワーハラスメントや威圧があったとは一切話していない点を強調し、調査請求に根本的な齟齬と誤解があると主張している。しかし、工藤議員の事情聴取では、「議員になぜ案内しないのか」、「学校や地域に貢献をしていないから案内しないのか」、「このような対応が続くのであれば、今後、学校には一切協力しない」と発言した事実を認めている。また、学校側は、職員室の奥まで響くような大きな声であったとも話している。学校側は地元議員の発言・行為に対し、威圧を感じだけでなく、理解を求めることの対応に苦慮したことは間違いがない。

② 工藤小百合議員が学校を訪問した翌日（4月9日）の朝、学校長があらためて説明し、理解を求めようと工藤議員宅を訪問したことについても、学校側が議員と言う立場に配慮しての対応と容易に推察できる。また、学校が教育委員会に経過を報告せざるを得なかったことも、事案が議員であったからである。

工藤議員は、学校長の自宅訪問について、出かける間際の忙しい時間帯でもあり、1分程度の短い対応となったが、威圧的な態度をとったつもりはなく、暴言も吐いた事実もないと弁明している。また、「そのようなお話であれば結構です。どうぞお帰り下さい」と丁寧に申し上げ、お帰り頂いたとしている。忙しい時間帯で話を聞く時間がなかったとすれば、あらためて説明を聞く時間、機会を設けるなどの対応をすべきである。丁寧に話したとしても「話は聞く必要がない」、「帰って下さい」は、問答無用の態度であり、学校長や学校が一層苦悩、苦慮したことが容易に理解できる。

③ 工藤小百合議員は、文部科学省の新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえた入学式等の実施に関する通達を根拠に、地域の議員等に入學式の案内がないことを疑問視し、自らの行動を正当化しようとしているようにも思える。しかし、入学式をはじめ、学校行事に係る来賓案内は、学校の裁量・判断で行われるべきものである。このことについて、当市議会は5月7日の議員全員協議会で確認し、合意形成が図られたと認識している。当市議会は今後も学校の裁量・判断を尊重し対応する。

3. 倫理審査委員会の設置請求を求めた落合久三議員の暴言と恫喝に関する主張について

（1）議長見解

① 工藤小百合議員の政倫審審査とは別問題であり、弁明書で取り上げ主張すべき内容のものではないと基本的に認識する。したがって、議会ホームページでの弁明書の公開にあたっては、工藤議員に事前連絡をした上で、議長判断で本項を削除する措置を取ったところである。後援会だより等で掲載したことに対し、遺憾の意を表する。

② 工藤小百合議員が弁明書の中で記しているように、7月5日の議員全員協議会の場で、落合久三議員は鳥居晋議員に謝罪している。また、両議員間で和解したと聞いており、本事案は解決済みと認識している。

4. 「工藤小百合後援会だより」に掲載された「宮古民報」（共産党機関紙）について

（1）議長見解

① 政党機関紙の報道内容に係る論評について、コメントすることは控えるが、工藤小百合議員の調査請求事案に対する政倫審の審査結果は、「倫理条例」違反となったことは事実である。また、会派代表者会議で工藤議員に対し「辞職勧告」の意見があったことも事実である。

政治倫理条例第11条（審査結果の措置）では、被請求議員は政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならないと規定している。

一方、工藤議員の弁明書及び後援会だよりでの主張、論点内容は、政倫審の設置と審査結果等の批判に主眼が置かれている。

繰り返しになるが、議員には政治倫理条例に規定する政治倫理基準の遵守が求められ、議会の品位と名誉、市民の信頼を損なう行為をしてはならない。工藤議員には、調査請求が行われ、違反とする審査結果となったことを重く受け止め、市民の信頼回復に向けた具体的対応が求められていると指摘する。

② 工藤小百合議員は、共産党機関紙「宮古民報」の記事を「工藤小百合後援会だより」に無断で転用し掲載したことを認めている。また、著作権の侵害などの法違反であることを認識した上で掲載したことも認めている。議員という公職にある者が、法違反を犯すことを躊躇しない姿勢は極めて遺憾である。議長として強く警告を発するものである。

●令和6年9月30日の本会議で、決議案第2号「工藤小百合議員に対する猛省と謝罪を求める決議について」が提出されました。以下、その全文を掲載します。

決議案第2号

令和6年9月30日

政治倫理審査関連

違いを協議し、全会一致で、政治倫理基準に違反すると判断した。

政治倫理審査会の結果は、令和6年7月2日付で政治倫理審査会委員長から議長に報告書が提出され、議長は、7月5日の議員全員協議会で審査結果を議会に報告した。なお、議長は審査結果に補足して、「今後は、同条例第11条第1項の規定により、被請求議員自らが、審査結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。被請求議員が自ら必要な措置を講じないときは、同条例第2項の規定により議会が必要な措置を講ずることになる」ことを説明し、また、「同条例第10条第3項の規定では、被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができ、その提出期限を令和6年7月19日までとする」ことを説明した。

その後、7月18日に工藤議員から弁明書の提出があったが、その内容は「政治倫理審査会の審査内容が人権侵害と名誉棄損に当たる。当該違反行為を疑うに足る証拠書類がない。政治倫理審査会設置そのものの根本に瑕疵がある。審査会の運営は、反対意見を封殺し、審議不十分のまま審判を下している。」とあり、本市議会が制定した政治倫理条例、及び同条例の規定により設置した審査会の内容を曲解し否定するものとなっている。さらに、この弁明書と同様のチラシを市内の一部地域で流布し、9月6日には、新聞折り込みで、「後援会だより」として、同様に審査会を否定する内容のチラシを市内全戸に配布している。

その一方で、工藤議員は、9月10日に、会派代表、議会運営委員会委員長、及び議員定数等調査特別委員会委員長の役職辞任をし、また、9月12日には、鉾ヶ崎小学校へ出向き和解したと本人は発言している。

しかし、9月19日の議員全員協議会では、工藤議員の弁明の場が設けられたが、その内容は、7月18日に提出された弁明書や「後援会だより」の内容と同様であり、残念ながら審査会の審査結果を受け止めての謝罪はなかった。さらに、「後援会だより」に掲載された共産党機関紙「宮古民報」の記事が無断掲載であることを指摘されると、違法であることを知りながら掲載したと公言したり、個人情報の保護にも配慮せず本人の承諾を得ないまま市職員の氏名を公表して掲載している。また、議長及び副議長が、9月5日の会派代表者会議において、「これ以上、何かしらの行動を起こした場合には、もっと強い罰則もあり得る」と発言したことは、威圧的な発言であり、脅しと言える発言であると非難しているが、議長及び副議長に、そのような発言がなかったことは、会議録等で確認できることであり、これも事実を確認しないで聞いた話を発言したものである。

条例の規定により設置した審査会及び審査結果を否定し続け、その内容を記載した文書を再三流布していることは、政治倫理条例第11条第1項の規定にある「審査結果を尊重し」とは真逆の行為であり、議会で定めたルールを議会人自らが守らないことは、市民の議会に対する信用を失墜させ、宮古市議会の名誉及び品位を著しく損なわせるものである。また、「後援会だより」では、違法行為と知って無断掲載したと公言しており、市民の模範になって法令遵守すべき議員が、法令を軽視する発言をすることは、議員としての資質に欠けるものと判断せざるを得ない。よって、工藤議員には、「後援会だより」を配布した地域において、議長が公表する「工藤小百合議員の弁明書に対する議長見解（表明）について」を再度配布し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復する行動を強く求めるとともに、自らの意志と責任により、速やかに宮古市議会議員の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年9月30日 宮古市議会

●決議案第2号及び決議案第3号の賛否一覧は、以下の通りです。

賛 否 一 覧 表

令和6年9月定例会議		議 員 名 (議席番号順)																						採決方法	議決結果
議案番号	議案名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
		畠山智章	欠番	古舘博	中嶋勝司	今村正	白石雅一	木村誠	西村昭二	欠番	小島直也	鳥居晋	欠番	伊藤清	高橋秀正	工藤小百合	欠番	長門孝則	落合久三	松本尚美	田中尚	竹花邦彦	橋本久夫		
決議案第2号	工藤小百合議員に対する猛省と謝罪等を求める決議について	×		退	×	欠	×	○	×		○	×		×	×	除		○	×	○	×	○	－	システム	否決
決議案第3号	工藤小百合議員に対する辞職勧告決議について	○		退	○	欠	○	×	○		×	×		○	○	除		×	○	×	○	×	－	システム	可決

※採決方法欄の「システム」とは、表決システムによる採決（議員の賛否が議場で明らかになる）

政治倫理審査関連

1. 工藤小百合議員は、宮古市議会議員政治倫理条例及び同条例第5条に規定する誓約書を遵守すると共に、政治倫理審査会の審査結果を尊重し、弁明書、及び弁明発言の主張を全面撤回すること。

1. 工藤小百合議員は、鉾ヶ崎小学校、市民、議会、市職員、及び日本共産党に対し本会議等の公式の場で謝罪の意を表明すること。

1. 橋本久夫議長は工藤小百合議員に対し、市民の代表として議会の品位と名誉、市民の信頼を損ねる行為や違法行為を二度としないよう強く厳重注意すること。

以上、決議する。

令和6年9月30日 宮古市議会

●令和6年9月30日の本会議で、決議案第3号「工藤小百合議員に対する辞職勧告決議について」が提出されました。以下、その全文を掲載します。

決議案第3号

令和6年9月30日

宮古市議会議長 橋本久夫様

提出者	宮古市議会議員	落合久三
賛成者	同	田中尚
賛成者	同	西村昭二
賛成者	同	白石雅一
賛成者	同	中嶋勝司
賛成者	同	高橋秀正
賛成者	同	伊藤清
賛成者	同	畠山智章

工藤小百合議員に対する辞職勧告決議について

標記について、別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

別紙

工藤小百合議員に対する議員辞職勧告決議について

宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号には、「市民の全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」とある。

工藤小百合議員について、同条例の政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、落合久三議員ほか議員5名から、令和6年5月24日付で調査請求がなされた。

調査請求の対象となる事由の内容は、『令和6年4月8日（月）午前、工藤議員は鉾ヶ崎小学校入学式に出席案内がなかったことに腹を立て、鉾ヶ崎小学校に出向き、威圧的な発言をし、「今後学校に対し協力はいいしない」と発言した。翌日（9日）、学校長は工藤議員宅を訪問し、経緯を説明しようとしたが、工藤議員は学校長の話も聞かず、前日同様の暴言、行動があったとのことである。このことに関しては、学校側から宮古市教育委員会に報告があり、さらに議会（議長）には教育委員会から報告があったとのことである。以上の内容と経過は、宮古市議会議員政治倫理条例に抵触し、違反している恐れがあることから、その真偽を明らかにする必要がある。よって、政治倫理審査会の設置を求める。』である。

政治倫理審査会では、令和6年6月7日に工藤議員を、6月13日に鉾ヶ崎小学校長を招集し、双方から聞き取りを行った。6月20日の審査会では、工藤議員の説明と学校側の説明の齟齬について整理し、受け止めた側の学校が、「議員は呼ばないのか」「地域貢献していないから呼ばないのか」の発言が議員の立場の発言と捉えていること。さらに職員室にいた副校長ほか教職員2名が「お怒りであった」と受け止めていること。また、翌日、校長が議員宅を訪問した際も、「やりとりは1分もなかった」「身体的接触はないが、つつい後退りをして外に出た」と説明しており、学校が対応に苦慮した状況が分かることから、政治倫理基準に違反しているとの結論に至ったものである。さらに、6月27日の審査会において、委員長から、全会一致に向けた努力を行うという意味で、委員間の認識の

追悼

坂本悦夫 議員



故 坂本 悦夫 氏

去る令和6年7月29日、本市議会議員であった坂本悦夫氏が、入院中の病院で死去されました。77歳でした。謹んでご冥福をお祈りします。

これを受けて市議会では、7月31日の臨時会議で、議席に花を供え、出席者全員で黙祷を行いました。また、9月2日の9月定例会議初日の本会議において議席に花を供え、議会を代表して同会派の竹花邦彦副議長が、追悼の辞を奉呈しました。

【追悼の辞】

本日から9月議会が始まりますが、議席には貴方の姿を見ることができず、花が添えられております。私たちは、あなたが元気になられて、議場に戻ってくることを信じていただけに、突然の悲報に驚き、未だに信じられない思いであります。

あなたは2006年、平成18年の初当選から連続5期18年間、市議会議員として活動してこられました。貴方は、誰にでも優しい言葉を

かける人でした。議員にも分け隔てなく「どう元氣」と議場のロビーでいつも声をかけていました。教育民生常任委員会では、委員長として所属議員に、発言する機会を必ず与える配慮をしておりました。市民を含め、誰にでも優しく声をかけ、話に耳を傾ける貴方の姿は、皆に愛される、愛された人であったことは間違いありません。

貴方は議員としてもっとやり続けたことがあったはずですが、私も貴方と一緒に様々な課題に取り組みたいと思っておりました。それを思うと、とても残念で悔しくなりません。

宮古市議会は、貴方の思いをしっかりと受け継ぎ、子どもたちや若者が希望を持って、活き活きと宮古で暮らし続けていくことのできるまちづくり、平和で、市民が安心して暮らすことのできる福祉の向上に取り組んでいくことをお約束申し上げます。

悦夫さん、安らかにお休みください。

【竹花邦彦】

編集後記

き お
に お

副委員長
畠山 智章

暖かい季節も過ぎ去り肌寒くなってきた今日この頃、衣替えなどをはじめとし生活に季節相応の変化が出てきた頃と存じますが、体調管理などお気をつけてお過ごしのことと思います。

令和6年の宮古市議会は6月定例会議から政治倫理審査会を設置し審査を行い、9月定例会議にかけて審議をしてまいりました。

市民の皆様のご理解を頂けるよう努め活動してまいりましたが、まだ宮古市議会としての信頼を取り戻せていないのではないかと思います。

しかし、今後の宮古市議会は市議会全体として、より一層宮古市の発展に尽力できるよう取り組んでまいります。

その様子を議会広報でお伝えしていく所存ですので、今後市議会の活動を見守りくださいますようお願い申し上げます。

議会広報編集委員会

委員長 今村 正
副委員長 畠山 智章
編集委員 古舘 博
木村 直也
小島 誠



7月臨時会議の冒頭(7/31)黙祷で弔意をあらわす出席者の様子